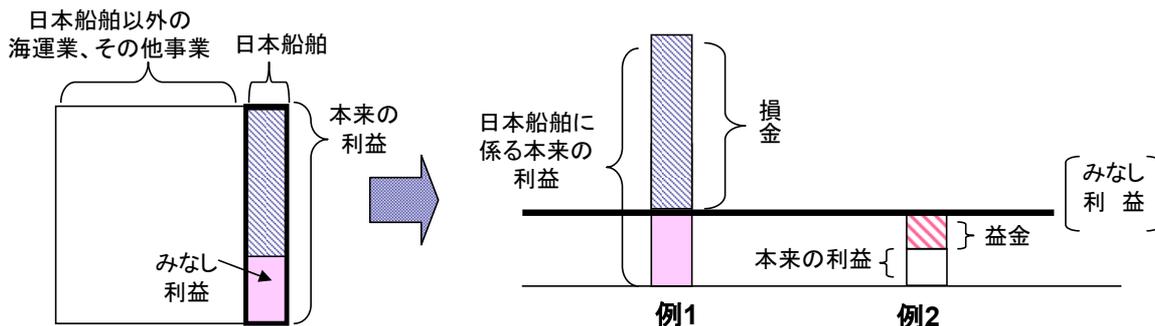


1. 制度の概要

外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度（法人住民税・法人事業税についても同様）。

○税額計算の模式図



例1: 日本船舶に係る本来の利益 > みなし利益の場合
みなし利益を超える金額が損金算入される。

例2: 日本船舶に係る本来の利益 < みなし利益の場合
みなし利益の金額と本来の利益との差額が益金算入される
(=みなし利益の金額が課税対象となる)。

2. 適用期間等

- ① 申請期間: 平成20年7月17日(海上運送法の一部改正法の施行日)から平成22年3月31日まで。
- ② 適用期間: 計画認定の日以後に開始する事業年度から5年間。

3. トン数標準税制導入国(18カ国)

ギリシャ(1939)、オランダ(1996)、ノルウェー(1996)、ドイツ(1999)、英国(2000)、デンマーク(2001)、フィンランド(2002)アイルランド(2002)、フランス(2003)、スペイン(2003)、ベルギー(2003)、米国(2004)、韓国(2005)、イタリア(2005)、インド(2005)、リトアニア(2007)、ポーランド(2007)、**日本(2008)**

4. 認定基準

日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準において、以下の主な認定基準を達成する必要がある。

→申請事業者は計画期間(5年間)において、

- ① 外航日本籍船を2倍にすること
- ② 外航日本人船員について、
 - ・外航日本籍船1隻につき1名以上養成すること
 - ・外航日本籍船1隻につき常時4名以上を確保すること
 - ・計画期間内において、減少しないこと